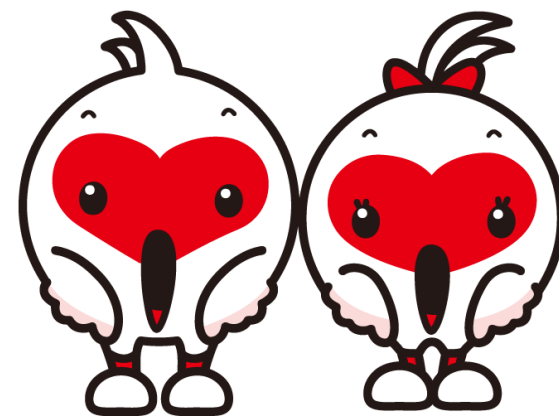


# 特別徴収制度等説明資料



長岡市

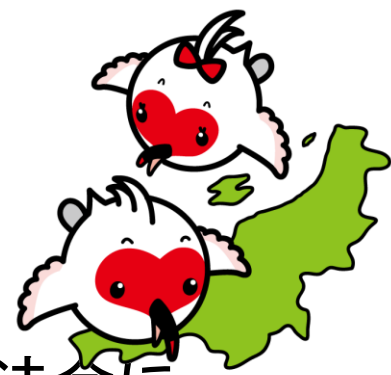
# 目次

	該当ページ
<b>1. 特別徴収制度とは</b>	
(1)新潟県での取り組み	2
(2)特別徴収と普通徴収	3
(3)特別徴収の対象者	5
(4)特別徴収に該当しない人	6
<b>2. 特別徴収事務の流れ</b>	
特別徴収事務月別一覧表	8
(1)総括表の送付【11月から12月】	9
(2)給与支払報告書の提出【1月】	11
(3)異動届出書等の提出【2月から5月】	13
(4)税額通知書の送付【5月中旬】	14
(5)給与天引きと納入【6月】	18
(6)通知した税額に変更が生じた場合	19
<b>3. 随時の手続き</b>	
(1)年の途中で退職や休職、転勤等をした人が出た際の手続き	24
・異動届出書の書き方（普通徴収に切り替える場合）	26
・異動届出書の書き方（一括徴収する場合）	27
・異動届出書の書き方（転勤の場合）	28
(2)年の途中で就職した従業員等を特別徴収にする手続き	29
(3)事業所名や所在地等を変更した場合の手続き	30
<b>4. その他</b>	
Q & A	32
e L T A X を利用した給与支払報告書の提出について	33

# 1. 特別徴収制度とは

---

# 1. 特別徴収制度とは



## (1) 新潟県での取り組み

新潟県と県内市町村では、対象となる事業所等に対し、法令に基づいた個人住民税の特別徴収(給与天引き)を実施していただくよう取り組んでいます。

**Q. これまでは特別徴収と普通徴収(個人納付)が選べていましたが、制度が変わるのですか？**

**A. 法令改正等があったわけではありません。**

所得税の源泉徴収義務のある事業所等は、従業員等の個人住民税も特別徴収をすることが地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により義務付けられています。

※根拠法令(地方税法第321条の4抜粋)

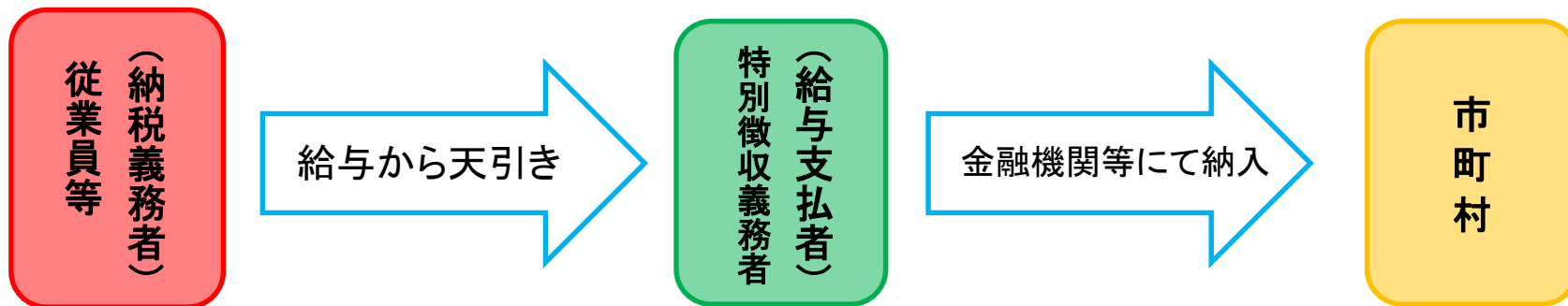
市町村は、個人の市町村民税を徴収する場合においては、給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

# 1. 特別徴収制度とは

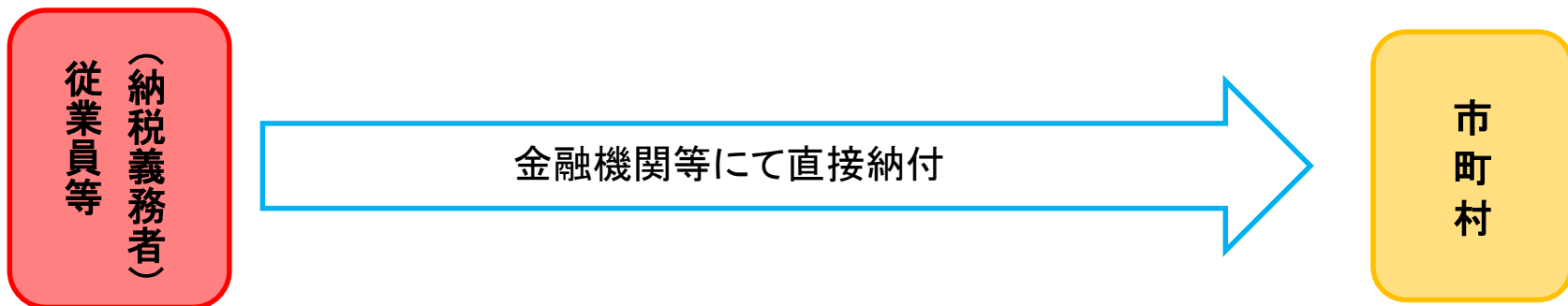
## (2) 特別徴収と普通徴収

個人住民税の特別徴収とは、特別徴収義務者(事業所等)が従業員等に毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員等に代わり市町村に納入する制度です。

### ○特別徴収（6月から実施していただく納め方）



### ○普通徴収（これまでの納め方）



# 1. 特別徴収制度とは

## 特別徴収に関するQ&A

Q. 所得税の源泉徴収事務とはどう違うの？

A. 所得税の源泉徴収のように、月ごとの支払額に合わせて天引きする額を計算する必要がありません。

個人住民税は、前年の所得により計算されるため、給与の支払額による変動がなく、市町村から送られてくる税額通知書に書かれている税額をそのまま給与から天引きしていただくこととなります。

また、ボーナスなどの臨時の支払い時には、天引きいただく必要がありません。

天引きする金額は、  
市町村が計算してお  
知らせしてくれるんだ  
ね！



# 1. 特別徴収制度とは

## (3) 特別徴収の対象者

以下の条件に該当する人は給与天引きをしなければなりません。

→前年中に給与収入があった人

→当該年度の4月1日現在、給与の支払を受けている人

※根拠法令(地方税法第321条の3抜粋)

市町村は、納税義務者が**前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者**である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、**特別徴収の方法によって徴収するもの**とする。

# 1. 特別徴収制度とは

## (4) 特別徴収に該当しない人

- ・他の事業所で特別徴収が行われている人
- ・給与の支払が不定期の人
- ・個人事業主が確定申告等で申告している事業専従者  
(※事業主の希望により、特別徴収の方法により納入することもできます。)
- ・退職者及び退職予定者(5月末日まで)

Q. パートやアルバイトの従業員であっても特別徴収しなくてはいけないのですか？

A. パートやアルバイトであっても毎月継続してお勤めされている場合は、特別徴収をしなくてはいけません。



## 2. 特別徴収事務の流れ

---

## 2. 特別徴収事務の流れ

### 特別徴収事務月別一覧表

対象年	課税年度	月	業務内容	対応ページ
令和X年	令和X年度	11月	各市町村から総括表が届く	P.9～P.10
		12月		
令和X+1年		1月	給与支払報告書を各市町村へ提出	P.11～P.12
		2月	異動があった従業員等について各市町村へ報告	P.13
		3月		
		4月		
		5月		
		5月	(中旬) 各市町村から特別徴収の税額通知書が届く	P.14～P.17
令和X+1年度		6月	給与天引き開始 天引きした税額は翌月10日までに納入	P.18～P.22
<b>随 時</b>			異動があった従業員等について各市町村へ報告	P.24～P.30

※個人住民税の特別徴収の徴収期間は6月から翌年5月までの12ヶ月を1年として区切られます。

## 2. 特別徴収事務の流れ

### (1) 総括表の送付【11月から12月】

各市町村から、給与支払報告書を提出する時に使用する「総括表」と「仕切紙」が送られてきます。

平成30年度給与支払報告書(総括表)

平成29年7月31日までに提出してください。

平成 年 月 日提出	事業所種別	事業所番号	提出区分	※
	特別徴収	1234567		
給与支払者の個人番号又は法人番号	区分	退職者分	事業種目	
			受給者総人員	
(フリガナ) 給与支払者所在地(住所)	新潟県長岡市大手通1丁目4番地10		特別徴収①(特別徴収を認め(受給者数)名)	名
(フリガナ) 電話	ナガオカアオーレ		普通徴収②(住民税と共済(受給者数)名)	名
名称(氏名)	株式会社 長岡アオーレ		その他③(受給者数)名	名
代表者の職氏名印	印		計 ①+②+③	名
給与支払期間	平成 年 月分	から 月分まで		
連絡者の所属職、保名、氏名及び電話番号	課	係 氏名		
会計事務所等の名称	( )	番 内線 番		

○「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記入してください。

(長岡市提出用)

正

・支払者が個人事業主の場合は、事業主本人のマイナンバー12桁(※左端を空欄にし、右詰で記載してください。)

・支払者が法人の場合は、法人番号13桁

徴収区分ごとの人数内訳を記入してください。

普通徴収の対象者がいる場合は、仕切紙(次ページ参照)に理由を記入し、対象者の前に挿入して提出してください。

※市町村により様式は異なります。

## 2. 特別徴収事務の流れ

### 仕切紙とは？

普通徴収者分を特定するための新潟県指定の用紙です。  
該当者がいる場合は、理由ごとの人数を記入の上、必ず普通徴収者分の給与支払報告書(個人別明細書)の前に挿入して提出してください。

普通徴収者分の給与支払報告書の前にこの表紙をつけてください

仕切紙

この仕切紙以降の従業員については、以下の理由により特別徴収の対象者ではありません。

普通徴収の理由	人数
理由1 他の事務所で特別徴収が行われている(乙欄該当者)	名
理由2 給与の支払が不定期である	名
理由3 個人事業主が確定申告等で申告している事業専従者	名
理由4 退職者及び退職予定者(5月末日まで)	名
合計	名

※該当する理由の人数欄に該当者数を記入してください。  
(複数の理由に該当する方がいる場合、主な理由の欄に人数の記入をお願いします。)  
※仕切紙がない場合は、全従業員が特別徴収の対象となります。

提出の際は、下記の順序に並べて提出してください。

総括表 (正・副) 仕切紙 (本紙)

給与支払報告書 (特別徴収の方) 給与支払報告書 (特別徴収できない方)

※特別徴収の仕切紙はありません。総括表の下に特別徴収の方の給与支払報告書を並べてください。

※会社独自の仕切紙、摘要欄などへの普通徴収希望の記載のみでは普通徴収とすることはできません。

**必ず左の仕切紙を使用してください。**

仕切紙は長岡市のホームページからも、ダウンロードすることができます。

普通徴収の理由  
を選択しないとイケ  
ないんだね。



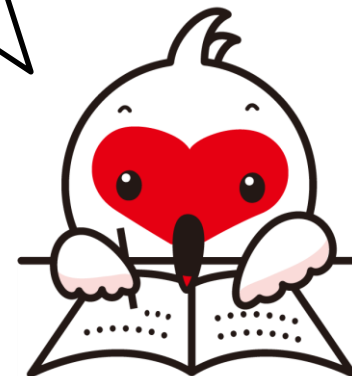
※市町村により様式は異なります。

## 2. 特別徴収事務の流れ

### (2) 給与支払報告書の提出【1月】

昨年中に支払った給与について、給与支払報告書を作成し、1月31日までに各市町村に提出してください。

これを提出する時に、総括表を表紙に使うんだね。



## 2. 特別徴収事務の流れ

### 給与支払報告書の提出Q & A

Q. 給与支払報告書を提出する際にeLTAX<sup>※</sup>を利用しているのですが、仕切紙を提出する必要がありますか？

※eLTAX・・・地方税ポータルシステムの呼称。地方税における手続き（給与支払報告書や各種異動届出書の提出など）を、インターネットを利用して電子的に行うシステム。

A. 仕切紙を提出する必要はありません。

eLTAXの場合、前述の「特別徴収に該当しない人」(P. 6)の各項目に該当する従業員は、給与支払報告書の「普通徴収」欄にチェックを入れて提出してください。

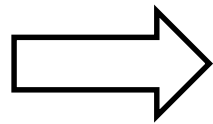
「普通徴収欄にチェックが入っている」又は「退職日・乙欄に入力がある」従業員は、原則として普通徴収者として手続きされます。

## 2. 特別徴収事務の流れ

### (3) 異動届出書等の提出【2月から5月】

給与支払報告書を提出した者に下記の異動があった場合は、速やかに異動届出書もしくは切替申請書を提出してください。  
(特別徴収を開始する前であっても、異動があった時点で提出をお願いします。)

- 退職した
- 転勤<sup>※</sup>した

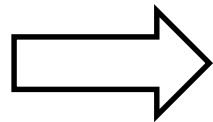


**異動届出書** を提出してください。

(P. 26～28)

※転勤・・・特別徴収義務者(事業所等)が変わること。  
(社内転勤等での提出は不要)

- 新しく勤めた



**切替申請書** を提出してください。

(P. 29)

## 2. 特別徴収事務の流れ

### (4) 税額通知書の送付【5月中旬】

各市町村から2種類の税額通知書が特別徴収義務者(事業所等)宛てに送られてきます。

#### 1. 特別徴収義務者用(P.15)

給与から毎月天引きしていただく各従業員の税額と、特別徴収義務者(事業所等)ごとの納入総額が記載されています。

特別徴収義務者用は事業所等で保管し、毎月の徴収事務を行っていただきます。

#### 2. 納税義務者用(P.16)

各従業員の税額の算出根拠(収入・控除内容)が記載されています。

当市については、個人情報保護の観点から圧着しておりますので、5月末日まで開封せずに各従業員に配布してください。



## 2. 特別徴収事務の流れ

# 税額通知書(特別徴収義務者用)の見方

特別徴収義務者(事業所等)がまとめて納入する各月分の税額が記載されています。

平成30年度 給与所得等に係る市民税・県民税

940-8501  
新潟県長岡市大平通1丁目  
4番地10  
株式会社 長岡アオーレ 様

特別徴収税額 98700 課税人員 2 非課税人員 1

月	人数	納付額	人数	納付額
4月分	2	8500	2	8200
7月分	2	8200	2	8200
8月分	2	8200	2	8200
9月分	2	8200	2	8200
10月分	2	8200	2	8200
11月分	2	8200	2	8200

平成 30 年 5 月 15 日  
新潟県長岡市長 磯田 達彦

指定番号 1234567 宛名番号 1 市町村コード 15202 受給番号 1  
住所 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号  
氏名 中央 公男 様  
特別徴収税額 91500  
納付月 5月分 7600 6月分 7600 7月分 7600 8月分 7600 9月分 7600 10月分 7600 11月分 7600 12月分 7600

指定番号 1234567 宛名番号 2 市町村コード 15202 受給番号 2  
住所 新潟県長岡市水道町2丁目7番22号  
氏名 水道 町子 様  
特別徴収税額 0  
納付月 5月分 0 6月分 0 7月分 0 8月分 0 9月分 0 10月分 0 11月分 0 12月分 0

指定番号 1234567 宛名番号 3 市町村コード 15202 受給番号 3  
住所 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号  
氏名 三沢 花美 様  
特別徴収税額 7200  
納付月 6月分 600 7月分 600 8月分 600 9月分 600 10月分 600 11月分 600 12月分 600

各従業員の各月の給与天引き額が記載されています。  
6月分であれば、6月に支払われる給与から天引きしてください。

1 頁 特別徴収義務者 株式会社 長岡アオーレ 1234567 1/1

※市町村により様式は異なります。

## 2. 特別徴収事務の流れ

# 税額通知書(納税義務者<sup>※</sup>用)の見方

※特別徴収される従業員等のこと。  
(税額が発生しない従業員等も含む。)

各月の給与から徴収される税額が記載されています。

平成 30 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)			
所 得	給与収入	2000000	またる給与以外の金額
	給与所得	1220000	所得区分
	その他の所得額	0	
	所得金額合計	1220000	
所 居	市区町村	0	課税標準
所 属	保険料	0	課税標準
所 除	社会保険料	0	配偶者特別
	小規模企業共済	0	扶 養
	生命保険料	0	基 礎
	地震保険料	0	所得控除合計
			330000
			330000
(概要)			
6歳以上の方は、公的年金に係る市民税・県民税を給与から特別徴収することができます。			
所得控除	基礎控除	53400	
	配偶者控除	1500	
	所得割額	51900	
	均等割額	3500	
	所得割額合計	35600	
	所得控除	1000	
	所得割額	34600	
	均等割額	1500	
	特別徴収税額	91500	
	控除不足額	0	
	控除当額	0	
	既納付額	0	
	未納付額(印-金額)	91500	
	変更前税額	0	
	増減額(印-金額)	0	
	安 易 月	月	
納 税	6月分	7600	
	7月分	7600	
	8月分	7600	
	9月分	7600	
	10月分	7600	
	11月分	7600	
	12月分	7600	
	1月分	7600	
	2月分	7600	
	3月分	7600	
	4月分	7600	
	5月分	7600	
所 在	指定番号	1234567	宛名番号
	1234567	1	
	登録者番号	氏 名	
	1	中央 公男 様	
	住 所		
	新潟県長岡市幸町2丁目1番1号		
<small>みなさんの所得額が変動したときや住所変更、所得割率の引き上げ等のため、通知書が変更された場合があります。また、この通知書に記載された金額は、あくまで現時点での計算結果であり、実際の納税額とは異なる場合があります。この通知書に記載された金額は、あくまで現時点での計算結果であり、実際の納税額とは異なる場合があります。また、この通知書に記載された金額は、あくまで現時点での計算結果であり、実際の納税額とは異なる場合があります。</small>			
平成30年 5月 15日			
新潟県長岡市 磯田 達伸			
総合支庁 長岡市役所 財務課市民税課 電話: 0258-39-2212 (直通)			

税額の算出根拠となった収入と控除の内容が記載されています。

※市町村により様式は異なります。

## 2. 特別徴収事務の流れ

### 税額通知書Q&A

Q. 送られてきた税額通知書に退職した従業員の名前が載っています。  
どのような手続きをしたらいいですか？

A. 異動届出書をすぐに提出してください。

給与支払報告書提出後に生じた異動について、異動届(P. 26～参照)を市町村に提出していないと、事業所等宛てに通知が届いてしまいます。

手続きが終わりましたら、市町村が税額を再計算し、特別徴収税額変更通知書を送付いたします。

年税額が0円の人であっても、退職等をしている場合には異動届出書の提出が必要です。



## 2. 特別徴収事務の流れ

### (5) 給与天引きと納入【6月】

6月中に支払う給与から、6月分の税額を天引きし、翌月10日(7月10日)までに金融機関で納めていただきます。

<b>新潟県 長岡市 個人市民税 (特別徴収) 領収証書</b>			<b>新潟県 長岡市 個人市民税 (特別徴収) 納入書</b>			<b>新潟県 長岡市 個人市民税 (特別徴収) 納入済通知書</b>		
市区町村コード 1 5 2 0 2 1	口座番号 00650-3-960085	加入者名 長岡市会計管理者	市区町村コード 1 5 2 0 2 1	口座番号 00650-3-960085	加入者名 長岡市会計管理者	市区町村コード 1 5 2 0 2 1	口座番号 00650-3-960085	加入者名 長岡市会計管理者
特別徴収義務者指定番号 1234567		納入金額 8,500	特別徴収義務者指定番号 1234567		納入金額 8,500	特別徴収義務者指定番号 30 06 000001234567 0000085006		納入金額 8,500
平成 30 年 6 月分 納入すべき金額が右の納入金額①の額の金額と異なるときは、納入金額①の額を横線で抹消し、納入金額②の額に記入してください。			平成 30 年 6 月分 給与分(基礎部分を含む)の額が右の納入金額①の額の金額と異なるときは、納入金額①の額を横線で抹消し、納入金額②の額に記入してください。			平成 30 年 6 月分 給与分(基礎部分を含む)の額が右の納入金額①の額の金額と異なるときは、納入金額①の額を横線で抹消し、納入金額②の額に記入してください。		
納税	給与分	納税	給与分	納税	給与分	納税	給与分	納税
入	所得分	入	所得分	入	所得分	入	所得分	入
金	延滞金	金	延滞金	金	延滞金	金	延滞金	金
額	督促手数料	額	督促手数料	額	督促手数料	額	督促手数料	額
(2)	合計額	(2)	合計額	(2)	合計額	(2)	合計額	(2)
納期	平成 30 年 7 月 10 日	納期	平成 30 年 7 月 10 日	納期	平成 30 年 7 月 10 日	納期	平成 30 年 7 月 10 日	納期
(特別徴収義務者) 〒940-8501 住所 又は 所在地 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 氏名 又は 名称 株式会社 長岡アオーレ 様			(特別徴収義務者) 〒940-8501 住所 又は 所在地 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 氏名 又は 名称 株式会社 長岡アオーレ 様			(特別徴収義務者) 〒940-8501 住所 又は 所在地 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 氏名 又は 名称 株式会社 長岡アオーレ 様		
上記のとおり領収しました。(納入者保管)			上記のとおり納入します。(金融機関、ゆうちょ銀行、郵便局保管)			上記のとおり通知します。(受付店→北越銀行長岡市役所支店→長岡市)(長岡市保管)		

この欄に記載の金額を納入します。

※市町村により様式は異なります。



## 2. 特別徴収事務の流れ

### (6) 通知した税額に変更が生じた場合

納税義務者(従業員等)の期限後申告や給与支払報告書の訂正、所得・控除内容の調査結果により通知済みの特別徴収税額に変更が生じる場合があります。

市町村から「特別徴収税額変更通知書」が送付されますので、通知された変更月から徴収金額を変更してください。

納入書は税額に変更があった場合でも再送付されないので、変更通知書を見て正しい金額に修正して使用してください。  
(長岡市への納入の際は、長岡市の納入書裏面の記載例を参考にしてください。)



## 2. 特別徴収事務の流れ

### 納入に関するQ&A

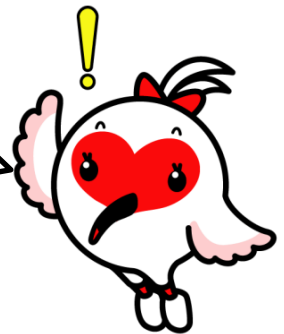
Q. 毎月、金融機関に納入に行くのが大変なのですが、何かいい方法はありませんか？

A. 従業員等が常時10人未満である事業所等は納期の特例という制度を利用することで、納入する回数を年2回にすることができます。

#### 納期の特例

- ・6月から11月までの各月の給与から天引きした税額  
→11月分でまとめて納入(納期限12月10日)
- ・12月から翌年5月までの各月の給与から天引きした税額  
→5月分でまとめて納入(納期限6月10日)

納期の特例を利用するためには申請が必要です。  
詳しくは各市町村にお問い合わせください。



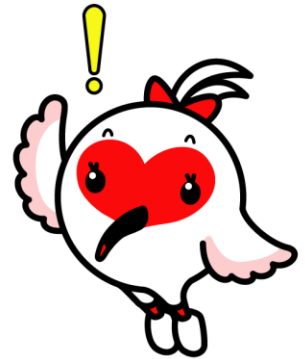
## 2. 特別徴収事務の流れ

### 納入に関するQ&A

Q. 納入を忘れた場合はどうなりますか？

A. 納期限後20日以内に督促状が発送されます。  
また、納期限の翌日から延滞金の計算が開始されますので、  
忘れずに納入をしてください。

滞納している金額があると、  
従業員が納税証明書を取  
得できなくなりますので、  
忘れずに納めましょう。



## 2. 特別徴収事務の流れ

### 納入に関するQ&A

Q. 督促状を無視し続けるとどうなりますか？

A. 特別徴収義務者(事業所等)の滞納税額(延滞金含む)に対する滞納処分が行われます。

また、悪質と認められる場合には、脱税の罪に問われる場合があります。

※根拠法令(地方税法第324条第3項抜粋)

個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかった特別徴収義務者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。



# 3. 随時の手続き

---

### 3. 随時の手続き

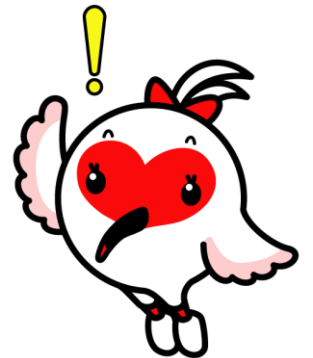
#### (1) 年の途中で退職や休職、転勤<sup>※</sup>等をした人が出た際の手続き

※特別徴収義務者(事業所等)が変わること。  
(社内転勤等での提出は不要)

**異動届出書** を異動日の翌月10日までに提出してください。

異動届出書の提出が遅れると、退職者、休職者等の税額が特別徴収義務者(事業所等)の滞納額となります。また、税額変更や普通徴収への切替え処理が遅れると、退職者、休職者は一度にまとめて個人住民税を納付することになりますので、必ず期限を厳守してください。

提出が遅れると特別  
徴収義務者(事業所等)  
宛てに督促状が届いて  
しまうことがあります。



### 3. 随時の手続き

## 異動届出書に関するQ&A

Q. 退職や休職等により給与天引きできなくなった残りの個人住民税はどうしたらいいの？

A. 退職や休職等の事由が発生した日によって手続きが異なります。

・6月1日から12月31日までに退職等をした場合(P. 26)

給与天引きできなくなる残りの税額は、普通徴収に切り替えて本人から直接納付していただきます。

※本人が希望した場合、最後の給与から残りの税額をまとめて徴収することもできます。

・翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合(P. 27)

給与天引きできなくなる残りの税額は、特別徴収義務者(事業所等)が最後の給与からまとめて徴収し、市町村に納めていただくこと(一括徴収)が地方税法で定められています。

※最後の給与支払額より残りの税額が多い場合はこの限りではありません。

### 3. 随時の手続き

## 異動届出書の書き方(普通徴収に切り替える場合)

- 残りの税額は本人が支払う場合

支払者が個人事業主の場合は、事業主本人のマイナンバー12桁を、法人の場合は法人番号13桁を記入してください。

- 退職
- 転勤
- 休職・長欠
- 死亡
- 会社解散
- 住所誤報
- 小額給与
- 支払不定期
- 事業専従者

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 (様式は長岡市ホームページからもダウンロードできます。)

記入例1 (普通徴収へ切り替える場合)

2 新年度	3 両年度
1234567	
宛名番号	8
課名	総務課
担当者氏名	越 ヒカリ
担当連絡先	電話 (0258) 12-3456

給与支払報告書(給与所得者)の欄

フリガナ	サンジャウ ハナミ	生年月日	56・8・2
氏名	三尺 花美	異動の事由	退職
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	異動年月日	30・8・31
旧住所	長岡市幸町2丁目1番1号	特別徴収税額(年税額)	12,000
現住所	同上	徴収済税額(年税額)	4,000
		未徴収税額(ア-イ)	8,000

異動の事由

- 退職
- 転勤
- 休職・長欠
- 死亡
- 会社解散
- 住所誤報
- 少額給与
- 支払不定期
- 事業専従者

B欄 ◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)の一括徴収について

① 一括徴収の理由	異動者印	1月1日から4月30日までの期間に退職した方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。	給与または退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額(合計)(上記②と同額)
② 一括徴収できない理由				

C欄 転勤等による

「普通徴収」の欄にチェックを入れてください。

特別徴収義務者指定番号	
新受給者番号(必要な場合のみ)	
課名	
担当者氏名	
担当連絡先	
電話	( ) -

※市町村により様式は異なります。

### 3. 随時の手続き

## 異動届出書の書き方(一括徴収する場合)

- 残りの税額をまとめて徴収する場合

支払者が個人事業主の場合は、事業主本人のマイナンバー12桁を、法人の場合は法人番号13桁を記入してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 (様式は長岡市ホームページからもダウンロードできます。)

記入例2 (一括徴収をする場合)

事項	新年度	3	両年度	
特別徴収義務者指定番号	1234567			
宛番号	8			
課名	総務課			
担当者氏名	越 ヒカリ			
連絡先	電話 (0258) 12-3456			

〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10

株式会社 長岡アオーレ  
代表取締役 長岡 市朗

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

フリガナ	サンジャク	ハナミ	生年月日	56・8・2	異動の事由	異動年月日	特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済税額	(ロ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日から退職時までの給与支払額	退職手当等の支払額(支払予定額)
氏名	三尺	花美	56・8・2	退職	30・9・20	12,000	6月分から9月分まで 4,000	10月分から5月分まで 8,000	一括徴収 10月分(11月10日納期で納入→B欄①記入)	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
旧住所	長岡市幸町2丁目1番1号											
現住所	同上											

① 一括徴収の理由	異動者印	1月1日から4月30日までの期間に退職した方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。	給与または退職手当等の支払予定日	10・25	一括徴収予定額	8,000
② 一括徴収できない理由						

※長岡市処理欄

6月	切替普通徴収
7月以降	

C欄 転勤等による特別徴収届出書 (市区町村コード152021)

月割額	円	所在地	郵便番号	
特別徴収義務者		フリガナ		
名称		代表者の職氏名印		

一括徴収した未徴収税額(ロ)を納入する月と、その納期限日を記入してください。

一括徴収を選択した場合は、B欄も記入してください。

# 3. 随時の手続き

## 異動届出書の書き方(転勤※の場合)

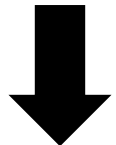
※特別徴収義務者(事業所等)が変わること。  
(社内転勤等での提出は不要)

支払者が個人事業主の場合は、事業主本人のマイナンバー12桁を、法人の場合は法人番号13桁を記入してください。ただし納税義務者(給与所得者)の個人番号につきましては、前勤務先での記入はせずに、新勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。

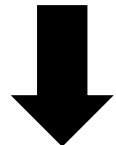
支払報告 別徴収に係る給与所得者異動届出書 (様式は長岡市ホームページからもダウンロードできます。)  
記入例3 (別の事業所で特別徴収を継続する場合) ※注意 2も参照してください。

郵便番号	940-8501	所在地	長岡市大手通1丁目4番地10	特別徴収義務者指定番号	1234567
フリガナ	サシヤク ハナミ	名称及び代表者名	株式会社 長岡アオーレ 代表取締役 長岡 市朗	宛番号	8
氏名	三尺 花美	担当	課長 越 ヒカリ	課名	総務課
個人番号	1234567890112	住所	長岡市幸町2丁目1番1号	氏名	越 ヒカリ
旧住所	長岡市幸町2丁目1番1号	異動の事由	退職	電話	(0258) 12-3456
現住所	同上	異動年月日	30・9・20	特別徴収税額(年税額)	12,000
		未徴収税額(ア)-(イ)	6月分から9月分まで	未徴収税額(ア)-(イ)	4,000
		特別徴収継続	<input checked="" type="checkbox"/>	普通徴収(個人で納付)	<input type="checkbox"/>

①旧事業所で上段太枠を記入する



②新事業所で下段太枠を記入する



③市町村へ提出

B欄 給与の支払を受けなくなった後の月額額(未徴収税額)の一括徴収について

①一括徴収の理由	異動者印	1月1日から4月30日までの期間に退職した方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。	給与または退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額	合計(上記(ウ)と同額)
②一括徴収できない理由					

C欄 転勤等による特別徴収届出書 (市区町村コード152021)

月割額	1,000円	郵便番号	940-8501	所在地	長岡市大手通1丁目4番地10	特別徴収義務者指定番号	7654321 (新規)
10月分から徴収し納入します。		フリガナ	アオーレカブシキガイシャ	名称	アオーレ株式会社 アリーナ支店	新受給者番号(必要な場合のみ)	98
		代表者の職氏名印	代表取締役 悠久 桜子	担当	給与課	氏名	信濃川 雄
				担当連絡先	電話	(0258) 65-4321	

※市町村により様式は異なります。



### 3. 随時の手続き

## (2) 年の途中で就職した従業員等を特別徴収にする手続き

**切替申請書** を提出してください。

**記入例**

個人市民税・個人県民税特別徴収への切替申請書  
(様式は長岡市ホームページからもダウンロードできます。)

平成 30年 ○月 ○日	(給与支払者) 特別徴収義務者	所在地 〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10	※長岡市 処理欄	特別徴収義務者 指定番号 1234567 (新規)
長岡市長様	名称及び 代表者名 株式会社 長岡アオーレ 代表取締役 長岡 市朗	押印	担当者 連 続 先	課名 総務課 氏名 越 ヒカリ 電話 (0258) 12-3456
		法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		

**注意事項**

- ・1月1日現在の住所が長岡市の納税義務者(給与所得者)について、提出してください。
- ・市民税課受付日において、納期限の過ぎた普通徴収税額については、納付の有無に関わらず、特別徴収への切替はできません。  
(平成29年度普通徴収納期限) 第1期: 6月30日 第2期: 8月31日 第3期: 10月31日 第4期: 1月31日
- ・65歳以上の方の公的年金に係る税額は、特別徴収への切替はできません。

□	住所 長岡市幸町2丁目1番1号	生年月日 ⑤・H 45年6月7日	特別徴収開始月 7月分 (8月10日納期分)から徴収し、 納入します。	普通徴収納付済税額 1 期分まで	※長岡市処理欄
	フリガナ チュウオウ キミオ	受給者番号 10	<input type="checkbox"/> 全額未納	給外 A・Z 希望 A・Z	口座 A・Z 年金 (-274.2) ○
	氏名 中央 公 男				給外 A・Z 希望 A・Z

□	住所 長岡市水道町2丁目7番22号	生年月日 ⑤・H 54年3月2日	特別徴収開始月 7月分 (8月10日納期分)から徴収し、 納入します。	普通徴収納付済税額 1 期分まで	※長岡市処理欄
	フリガナ スイドウ マチコ	受給者番号 11	<input type="checkbox"/> 全額未納	給外 A・Z 希望 A・Z	口座 A・Z 年金 (-274.2) ○
	氏名 水道 町 子				給外 A・Z 希望 A・Z

□	住所	生年月日 S・H	特別徴収開始月 月分	普通徴収納付済税額	※長岡市処理欄
	フリガナ	年 月 日	( 月 日納期分)から徴収し、 納入します。	期分まで	口座 A・Z 年金 (-274.2) ○
	氏名			<input type="checkbox"/> 全額未納	給外 A・Z 希望 A・Z

支払者が個人事業主の場合は、事業主本人のマイナンバー12桁を、法人の場合は法人番号13桁を記入してください。

給与天引きが開始できる月を記入してください。

普通徴収での納付状況を記入してください。  
※各納期限を経過した普通徴収税額については、特別徴収に切り替えることができません。

※市町村により様式は異なります。

# 3. 随時の手続き

## (3) 事業所名や所在地等を変更した場合の手続き

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 <small>(様式は長岡市ホームページからもダウンロードできます。)</small>						
平成 年 月 日	特別徴収義務者 <small>(給与支払者)</small>	所在地 〒 940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10	特別徴収義務者 指定番号 7654321	担当者 連絡先	課名 氏名 電話	総務課 越ヒカリ 0258-12-3456
長岡市長 様		名称及び代表者名 株式会社 長岡アオーレ				
		法人番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○				
<small>※名称変更・合併の際は上段の特別徴収義務者の名称は変更前の社名を御記入ください。</small>						
特別徴収義務者 <small>(給与支払者)</small>		変 更 前	変 更 後			
	フリガナ	ナガオカシオオテドオリ	ナガオカシサイワイチョウ			
	所在地	〒 940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10	〒 940-0084 長岡市幸町2丁目1番地1			
	フリガナ	ナガオカアオーレ	ナガオカフェニックス			
	名 称	株式会社 長岡アオーレ	長岡フェニックス株式会社			
	電話番号	0258-39-2212	0258-35-1122			
変 更 理 由  ※該当する項目に☑してください	変更年月日	平成 29 年 1 月 4日				
	(1) 名称変更 <input type="checkbox"/> 商号変更 <input checked="" type="checkbox"/> 合併による変更	(3) (1)が「合併による変更」の場合に、登記上の取扱いについて御記入ください。 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上存続し社名変更 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上解散し合併 <input type="checkbox"/> 新法人の設立		◎ 特別徴収関係書類の送付について、上記以外の場所を希望される場合は、下記の欄に送付先の名称・所在地等を御記入ください。		
(2) 所在地変更理由 <input checked="" type="checkbox"/> 本店所在地の変更 <input type="checkbox"/> 事務所の移転 <input type="checkbox"/> その他	(4) その他 <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一本化 <input type="checkbox"/> 事務所の廃止 <input type="checkbox"/> その他					
	送付先	フリガナ				
		所在地				
		フリガナ				
		名 称				
		電話番号				
		内線( )				
注) 法人市民税に係る異動届の提出が必要な場合は、この変更届出書とは別に御提出をお願いします。						

※市町村により様式は異なります。



## 4. その他

---

## 4. その他

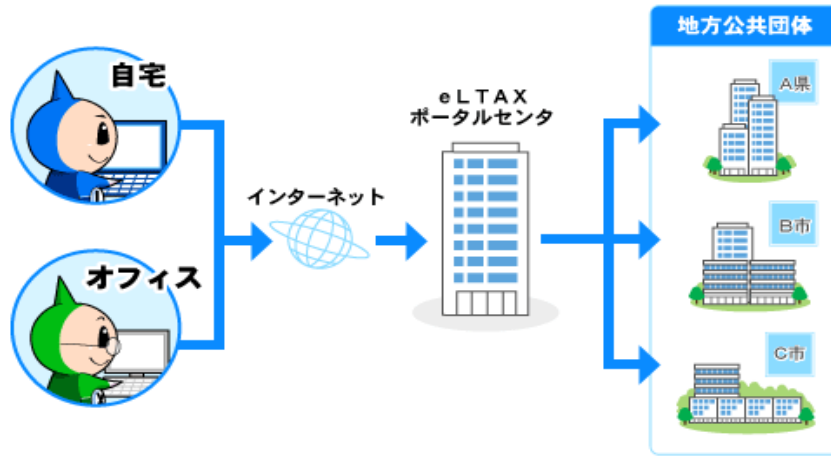
---

### Q&A

- Q. 今まで口座振替で納めていた従業員等は、特別徴収に変更することで何か手続きが必要ですか？
- A. 特に手続きをしていただく必要はありません。  
特別徴収の対象となった税額については、口座からの振替を行いません。

## 4. その他

給与支払報告書はeLTAXでの提出が便利です。



### メリット

- ・利用手数料は無料です。
- ・提出時に郵送や市役所・町村役場へ行く必要がなくなります。
- ・他の自治体の手続きも、同時に行うことができます。
- ・複数の市町村へ一括で電子納税を行うことができます。

詳しくはeLTAXのホームページをご覧ください。  
<https://www.eltax.lta.go.jp/>